水道だより

2014年 4月号 No.166 ■発行日／平成26年4月15日

越谷・松伏水道企業団のホームページをご覧ください。
http://www.koshi-matsu.koshigaya.saitama.jp/
Tel 048-966-3931
Fax 048-963-0706
■編集・発行
越谷・松伏水道企業団
〒343-8505　越谷市越ヶ谷三丁目5番22号

安全な水を安定してお届けし、お客さまに満足いただけるサービスを提供していきます

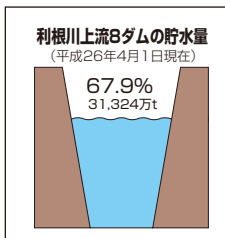

水道統計

給水人口（平成26年3月1日現在）…… 362,915人
給水世帯数（平成26年3月1日現在）…… 152,565世帯
平成26年3月分1人1日平均配水量…… 282ℓ

越谷・松伏水道企業団は、越谷市と松伏町の水道事業を行っている地方公共団体です。
昭和44年（1969年）4月に設立されて以来、皆さまに安全な水を安定的に供給するよう努めています。

今号の主な内容

水道事業経営方針…… 1面
予算のあらまし…… 2面
水質検査計画の策定…… 3面
親子水道教室参加者の募集…… 3面
企業団からのお知らせ…… 4面

平成26年度 水道事業経営方針（要約）

越谷・松伏水道企業団は、水道事業基本計画を着実かつ効果的に進めるため、平成26年度水道事業経営方針をまとめました。

水道事業を取り巻く環境は、施設拡張から維持更新へと大きな転換期を迎えています。財源である水道料金収入が減少傾向にある中、施設の更新や耐震化を迅速かつ計画的に推し進め、引き続き水質管理も徹底していく必要があります。生活に欠かすことのできない水道を今後も安定的に供給するために、費用の削減など効率的な水道事業運営を行ってまいります。

ここでは、水道事業基本計画の3つの柱である、「安全な水の安定給水」「給水サービスの向上」「持続可能な水道事業経営」に沿って主要な施策について説明します。

安全な水の安定給水

施設の適切な維持管理と基幹施設・配水管の更新と耐震化
- 3か年の継続事業である、築比地浄水場耐震補強及び設備整備事業は、接触ろ過池の耐震補強などを行い、今年度で完了します。
- 中央管理室の更新工事により、各浄・配水場と中央管理室を光回線で順次連結します。
- 越谷市南東部地区の配水管の漏水調査を実施します。
- 計画的に配水管の布設や更新を行い、今年度末には、管路の耐震化率は約45％となる見込みです。

水質管理の徹底
- 引き続き水質検査計画に基づき、水質検査を実施します。
- 新たに検査器機を購入し、検査精度の向上を図ります。

災害対策
- 飲料水の備蓄の重要性や、耐震型緊急用貯水槽の操作方法などの周知・啓発を図ります。また、災害用備蓄品を計画的に購入します。

給水サービスの向上

濁水発生の抑制
- 経年化した配水管による濁水の発生を抑制するため、計画的に洗浄を行います。

給水不良箇所などを解消
- 計画的に特定配水管布設工事を行います。

貯水槽水道の適切な管理と直結給水切り替えの促進
- 新鮮な水の供給が可能となる世帯が増加するよう、引き続き普及・啓発を行います。

広報広聴
- お客さま意識調査を行い、お客さまニーズの把握に努めます。
- 水道だよりは、お客さまにとって有益で分かりやすい紙面となるよう努めます。
- イベントなどで水道事業のPRを行います。

東日本大震災被災者への生活支援
- 水道料金の減免を継続します。

持続可能な水道事業経営

水道料金の確実な収納
- 口座振替への切替えを推進します。
- 速やかな未収金の回収により水道料金の収納率の向上に努めます。

事務改善
- 引き続き検針業務の一部を法人委託へと移行し、経営の効率化を推進します。

地方公営企業会計制度の見直し
- 地方公営企業会計制度の見直しにより、経営状況の実態をより適正に把握できるようになります。

資産管理計画の策定
- 水需要に応じた、適正な施設規模で水道事業を運営するために、資産管理計画を策定します。

環境への配慮
- 小水力発電設備や、太陽光発電設備を活用し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。

経営方針全文はホームページに掲載しています

計画的に耐震管の布設替を進めていきます。

平成26年度　予算のあらまし

水道事業は、地方公営企業として、お客さまからの水道料金を主な収入源に、独立採算制で運営しています。

平成26年度の予算編成にあたっては、「強靭で持続可能な水道事業をめざし、経費の節減と既存事業の総点検」をスローガンに掲げ、水道事業基本計画の目標達成に向けて、事務事業を着実に進めるための施策の充実に努めました。

業務の予定量		
	給水戸数	151,900戸
	年間配水量	3,880万㎥
	1日平均配水量	106,301㎥
	主な建設改良事業	20億5,670万円（築比地浄水場耐震補強及び設備整備工事等）

資本的収支（税込み）

【資本的収支】とは、加入者分担金や工事負担金などの収入と、施設整備や配水管布設工事など、安全な水を安定して送るために必要な投資的支出に関するものです。

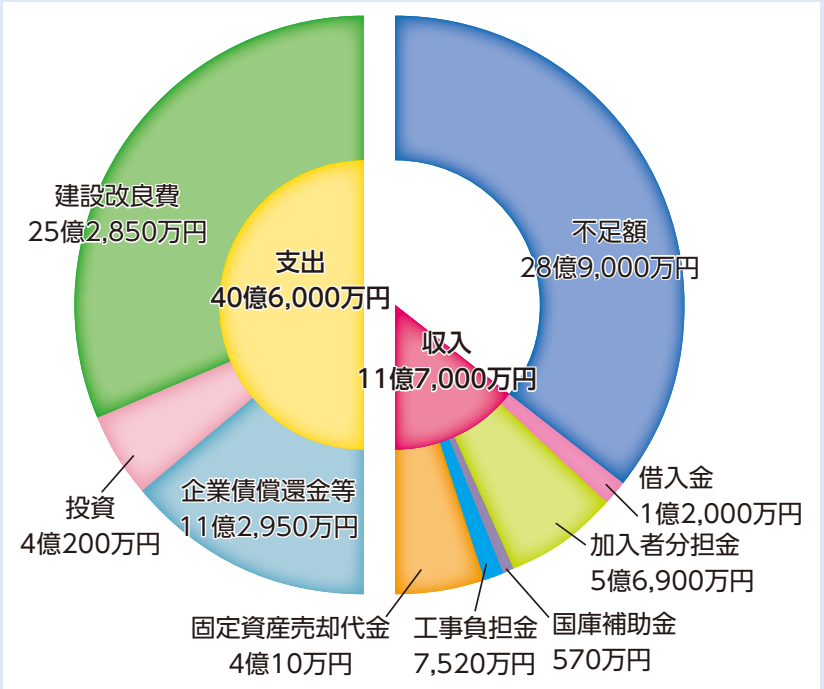

収益的収支（税込み）

【収益的収支】とは、水道料金などの収入と、原水の購入費用や水を届けるための経費に関するものです。

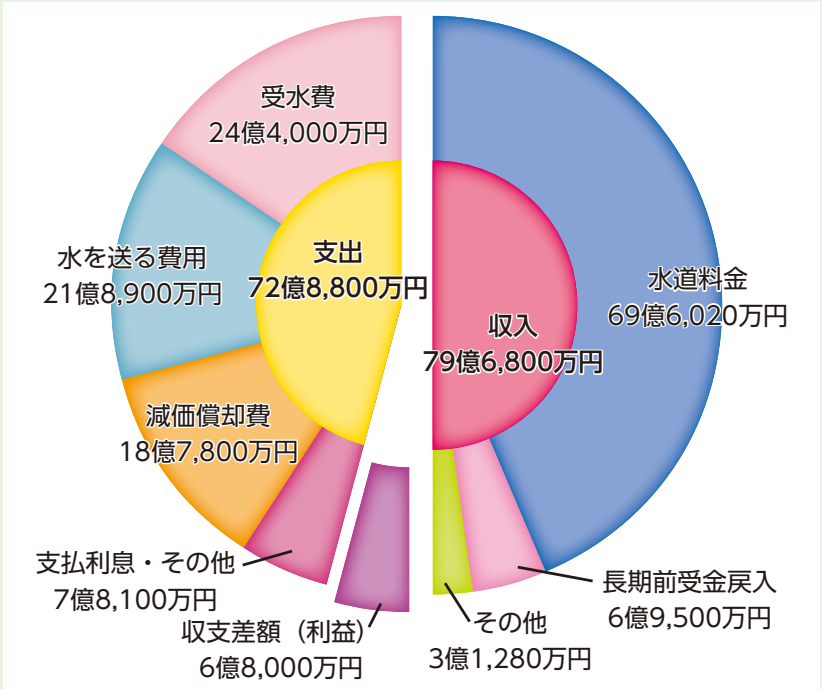

【収益的収支】

■収入

水道料金は、消費税率引上げにより前年度比1億円増の69億6020万円となります。また、地方公営企業会計制度見直しにより、長期前受金戻入として6億9500万円を計上するなど、全体収入は前年度比8億円増の79億6800万円となっています。

■支出

1年間の予定配水量を前年度比30万㎥減の3880万㎥で見込みました。埼玉県から水を購入するための受水費は、前年度比1億円増となっています。水を送る費用は、浄・配水場の稼動や水道料金の徴収などにかかるもので、前年度比2億4400万円増となります。減価償却費は、前年度比1億7200万円増となるなど、全体支出は前年度比6億1000万円増の72億8800万円となっています。

【資本的収支】

■収入

越谷市や松伏町からの工事負担金は、前年度比1億5430万円減の、7520万円となります。収入総額は前年度比1億3000万円増の、11億7000万円となっています。

不足額28億9000万円は、内部留保資金などで補てんします。

■支出

配水管整備等に要する建設改良費は、前年度比2億4750万円減の25億2850万円となります。そのうち、平成24年度から3か年で実施している築比地浄水場耐震補強及び設備整備工事と、中央管理室監視制御設備整備工事が7億9100万円となっています。支出総額は前年度比2億円増の40億6000万円となっています。

越谷松伏管工事業協同組合

越谷市大字花田715番地　TEL 048-964-6633　FAX 048-965-2846

水道工事専門店が加盟する組合です。
水で困ったとき……まずはご連絡ください。

広告

地区	事業所名	所在地	電話番号
桜井	飯山建鉄株式会社	越谷市平方1821	978-6000
新方	株式会社伸和設備	越谷市船渡495-1	978-8711
増林	有限会社ヤマト工業所	越谷市増森2-164-5	962-5555
	共同工業株式会社	越谷市増森2830-15	964-3561
	有限会社須賀設備	越谷市東越谷4-8-15	965-2441
	株式会社吉川水道冷熱	越谷市東越谷10-110-13	969-3611
	有限会社早山設備	越谷市花田4-7-16	965-2214
大袋	株式会社協和設備	越谷市大道478	973-6000
	有限会社日栄設備	越谷市恩間29-6	975-6311
荻島	株式会社桶新設備	越谷市西新井898	974-4716
出羽	有限会社鈴木水道設備	越谷市神明町2-38	964-7048
	有限会社渡辺工業所	越谷市神明町2-59-3	962-7505
	有限会社田中水道工業所	越谷市七左町2-185-1	986-6021
	共栄設備株式会社	越谷市七左町4-472-5	986-3299
川柳	有限会社東部興業	越谷市川柳町4-374	987-2538

地区	事業所名	所在地	電話番号
蒲生	蒲生水道設備工業株式会社	越谷市蒲生1-3-39	988-3067
	株式会社水導屋	越谷市蒲生3833-2	987-5359
	大晃設備株式会社	越谷市蒲生旭町10-28	986-2290
	第一エネルギー設備株式会社	越谷市蒲生茜町13-2	985-7221
大相模	株式会社水野工業所	越谷市西方2-25-4	965-0351
大沢	株式会社ナカノヤ	越谷市大沢3-28-11	974-8711
	株式会社新興設備	越谷市東大沢4-6-29	966-7781
越ヶ谷	東彩設備株式会社	越谷市越ヶ谷1-14-1	964-1230
	有限会社井戸由管工社	越谷市御殿町3-46	962-3978
	株式会社豊田設備	越谷市中町11-4	962-0171
	有限会社会田設備	越谷市赤山町5-10-12	962-0318
松伏	今城電気商会	松伏町松伏4818	991-2403
	山崎工業所	松伏町上赤岩859-2	991-2723
	明成工業株式会社	松伏町田中1-4-4	991-2459
	モリタヤ工業株式会社	松伏町金杉477-2	991-2428

平成26年度水質検査計画を策定しました

水道企業団では、安全で良質な水をお届けするため、定期的に水質を検査しています。

水質検査計画とは、検査の「項目」「場所」「頻度」などをまとめたもので、毎年度策定し、公表しています。

水質検査計画の基本方針について

- 水質検査は水質をよりよく維持するために実施するものであり、検査結果は速やかに浄水処理等に反映します。
- 当企業団は埼玉県営水道からの受水率が高いため、検査結果が活用できるよう、県企業局との連携を深めていきます。
- より安全な水質を確保するために、法令で検査が義務付けられている水質基準項目はもとより、検査義務のない水質管理目標設定項目についても検査を行います。項目によっては、法令により検査頻度を減らすことのできる項目もありますが、きめ細かく検査を実施します。
- 検査結果を速やかに公表し、情報を提供するとともに、結果を評価して継続的に検査計画を見直していきます。

水質検査計画の特徴について

- 各浄水場や配水場での検査のほか、皆さんにお送りしている水道水を、区域内の公園などで採水し検査します。
- 検査項目の色、濁り、残留塩素は区域内の6か所の「末端監視装置」で毎日自動測定しています。
- より高い安全性を求め、検査義務のない水質管理目標設定項目も水質基準項目と同様に定期的に検査します。
- 水道水の安全を確認するため、浄水場で放射性物質の測定を実施します。
- 検査結果は水道だより、ホームページで公表します。

引き続き、きめ細かな水質検査を行っていきます。

水質検査計画は、ホームページの「水質・水源情報」→「水質情報」→「水質検査計画」でご覧になれます。

■問合せ　配水管理課水質係　内線　274

水道メーターを交換します

有効期間が満了をむかえる水道メーターの交換を行います。

交換に該当するお客さまには、「水道ご使用量等のお知らせ」などで事前にお知らせし、交換後には「水道メーター交換完了のお知らせ」をお渡しします。

- **交換期間**　平成26年7月から12月まで
- **交換業者**　水道企業団が委託した業者
- **交換時間**　メーター1台あたり10分程度
- **交換費用**　無料

企業団からのお願い

- メーターボックスの中は清潔にし、周りには物を置かないでください。
- 犬は離れたところにつないでください。
- 水道企業団が委託した業者は受託証明書を携帯しています。不審な点がありましたら、水道企業団までご連絡ください。

■問合せ　お客さま課検針係　内線　241

東日本大震災で避難された皆さまへ

水道料金・下水道使用料の減免を継続します

東日本大震災により越谷市・松伏町に避難された方への生活支援として、水道料金および下水道使用料の減免を１年間延長します。

すでに減免を受けている方へ

- 減免を継続される場合も申請が必要です。
- 減免申請書を送付しています。ご記入のうえご提出ください（郵送可）。
- り災証明書の提出は不要です。

対象者

①東日本大震災の被災地から越谷市･松伏町に避難された方で、水道および下水道の使用者として申込みをされた方

②被災者を受け入れている越谷市・松伏町の水道使用者および下水道使用者

減免の内容

①減免金額

本人が使用者の場合は全額免除。被災者を受け入れている場合は、受け入れ前の１年間の平均使用水量の超過分を免除します。

②減免の期間

減免申請受付以降の検針分から平成27年３月検針分まで

必要な書類等（※新たに減免を申請する方）

- 減免申請書（窓口でご記入いただきます）
- 被災地に住んでいたことが分かる書類
  （り災証明書、運転免許証、健康保険証等）
- 印鑑

■問合せ・申込み窓口

越谷・松伏水道企業団 お客さま課料金係
電話番号 048-966-3931 内線221
越谷市建設部下水道課 電話番号 048-963-9206
松伏町まちづくり整備課下水道担当 電話番号 048-991-1844

7月開催!

親子水道教室 参加者を募集します!

水道についてより詳しく知っていただくために、水源地を訪れてふだん見ることのないダムなどの施設を見学する「親子水道教室」を開催します。皆さん、ふるってご参加ください。

昨年の親子水道教室のようす。ウォーターアスレチックで遊ぶ参加者の皆さん。

- **日　時**　7月25日（金）
  午前6時30分企業団出発
  ※雨天決行　バス利用
- **場　所**　合角ダム（秩父市）
  ※ダム内部の見学、県立川の博物館（寄居町）でウォーターアスレチック体験などを予定しています
- **募集内容**　親子40名
  （越谷市、松伏町在住の小学生と保護者）
- **参加費**　無料（昼食をお持ちください）

- **応募方法**　往復はがきに次の内容を記入し申し込んでください
  郵便番号、住所、電話番号、参加者全員の氏名、年齢、学年
  ※はがき1枚につき4人までとし、保護者は1グループ1名とします
  ※応募者多数の場合は抽選になります
- **応募締切**　6月23日（月）
  （当日までの消印有効）
- **申込み**
  〒343−8505
  越谷市越ヶ谷三丁目5番22号
  越谷・松伏水道企業団
  総務課　水道教室担当

■問合せ　総務課庶務係　内線　255

第56回水道週間 水道フェアの開催

水道週間が６月１日（日）から６月７日（土）まで実施されます。今年のスローガンは、『**おいしいな だいじなお水 ごくごくり**』です。

水道週間中は、全国で水にまつわるさまざまなイベントが行われます。水道企業団では、水道水ができるまでの仕組みや、水の大切さなどについて理解を深めていただくために、水道フェアを開催します。

水道フェアの開催 北部配水場見学

6月1日（日）水道フェア開催

配水場を開放し見学会を行います。普段なかなか見ることのできない施設を見学できるチャンスです。他にも、展示や漏水修繕の実演や体験など、さまざまな催しを行います。

日　　時　６月１日（日）　午前10時～午後３時
会　　場　北部配水場（越谷市下間久里633番地）
見学時間　午前10時～ 12時、午後１時～３時まで
（見学時間は30分程度）

この機会にぜひ、施設見学にご参加ください

ポンプ室・太陽光パネル・アルミドームなどの施設をご覧いただけます

水・水道をテーマにした図画・ポスターを募集します

優秀作品は、６月２日（月）から６月８日（日）まで越谷市役所及び松伏町役場に展示します。優秀作品を表彰し、水道企業団の広報活動に使用させていただくとともに、全国コンクールに出品します。応募された方には記念品を差し上げます。

応募作品　画用紙サイズ４切（約38㎝×54㎝）～８切（約38㎝×27㎝）
応募資格　越谷市、松伏町在住の小・中学生
応募方法　作品裏面に、郵便番号、住所、氏名、電話番号、学校名、学年を記載し、企業団総務課へ郵送または直接お持ちください。応募は１人１点とします。
応募締切　５月15日（木）必着
申 込 み　〒343-8505 越谷市越ヶ谷三丁目５番22号
越谷・松伏水道企業団総務課
「図画・ポスター」募集担当

■問合せ
総務課庶務係 内線２５５

消費税率の引上げについて

平成26年4月1日から消費税率が８％に変わりました。新税率の適用時期には違いがありますので下表をご覧ください。

平成26年４月から、水道料金と加入者分担金の消費税率が８％に変わりました。また、下水道使用料につきましても８％の消費税率が適用されます。ご理解ご協力をお願いいたします。

区分	水道・下水道　使用開始時期	消費税率８％の適用
水道料金 下水道使用料	平成26年3月31日以前	平成26年６月以降の検針分から※
	平成26年4月1日以降	平成26年４月以降の検針分から
加入者分担金		平成26年４月以降の申込み分から

※一部例外となる場合があります。詳しくは下記にお問合せください。

３月と４月をまたがった水道料金と下水道使用料は、５％の税率が適用されます。

■問合せ

水道料金について
越谷・松伏水道企業団　お客さま課料金係　内線 221
加入者分担金について
越谷・松伏水道企業団　施設課給水装置係　内線 248
下水道使用料について
越谷市建設部下水道課　電話番号　048-963-9206（直通）
松伏町まちづくり整備課下水道担当 電話番号　048-991-1844（直通）

水道の届け出を忘れずに

新生活がスタートする季節は、引っ越しなどが多くなります。引っ越しなどで水道を使わなくなった場合、ご使用されていなくても使用中止の届け出があるまでは、基本料金がかかります。水道に関する届け出は、忘れずにお願いいたします。

※届け出、お問い合わせの際には、お客さまの使用者番号（検針時にお配りする「水道ご使用量等のお知らせ」に記載されています）をお知らせください。

使用開始・使用中止などの届け出は、企業団ホームページの「お客さまへ」⇒「各種お申し込み」からも申込みができますのでご利用ください。

３月議会結果報告

３月定例議会が３月25日に開かれ、企業長から次の議案が提出され、原案のとおり可決されました。

○埼玉県市町村総合事務組合規約の変更について
○平成26年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について

各種届け出・お問い合わせ

水道のお問い合わせ ご相談は

TEL.048-966-3931

業務時間：平日の月曜～金曜
午前８時30分から午後５時15分まで

緊急時は業務時間外でもお受けします。

各種届け出	○水道を使用開始するとき	５日前まで	お客さま課
	○引っ越しするとき		
	○水道を一時的に使わないとき（家の改装や長期旅行など）		
	○使用者の名義が変わるとき		
	○水道の用途などの変更に関すること		
	○メーターの撤去に関すること	いつでも	
	○給水装置の所有者の名義が変わるとき	すぐに	施設課
	○貯水槽の管理や設備が変わるとき		
お問い合わせ	○水道使用水量に関すること	いつでも	お客さま課
	○水道料金に関すること		
	○水道（給水装置）工事に関すること		施設課
	○指定給水装置工事事業者に関すること		
	○道路上などの水漏れに関すること		
	※宅地内の水漏れについては、指定給水装置工事事業者へご連絡ください。		
	○水質に関すること		配水管理課